

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4年 2月 14日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 トーエー設備株式会社 セイビ カブシキ カイシャ

住所 大阪府八尾市 西 高安町1丁目63-2

代表者氏名 フリガナ 東田吉博 トヨシロ ヒロシ

電話番号 072-997-1080

FAX番号 072-997-1192

メールアドレス kouji@toei-setubi.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 4 年 2 月 14 日

申請者 氏名又は名称 トーエー設備株式会社
住 所 大阪府八尾市西高安町1丁目63-2
代表者氏名 ~~代表取締役~~
東田吉博

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏 名	フリガナ名 氏 名
ヒガシダよしひろ 東田吉博 にしはやしたかのぶ 西林崇暢 ひがしだようこ 東田陽子 ひがしだ ま き 東田真季	
事業の範囲	管工事業 水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	トニー設備株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 581-0852 住所 大阪府八尾市西高安町1丁目63-2 電話番号 072-997-1080 F AX番号 072-997-1192 メールアドレス kouji@toei-setubi.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
西林崇暢	第233821号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 4年 2月 14日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	100v	3	
	高速カッター			
	パイプカッター（大）			
	パイプカッター（小）			
	パイプリーマー（大）			
	パイプリーマー（小）			
	等			
管の加工用の 機械器具	やすり	平・丸・半丸	3	
	パイプネジ切器	13Φ～40Φ用	1	
	〃	40Φ～100Φ用	1	
		等		
接合用の 機械器具	トーチランプ	ガス用	4	
	〃	ガソリン用	2	
	パイプレンチ	205mm	4	
	〃	350mm	3	
	〃	600mm	2	
	ウォーターポンププライヤー		4	
	等			
水圧テスト ポンプ	水圧テストポンプ	電動 手動	1	
	〃		3	
	等			

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4年 2月 14日

申請者

氏名又は名称	ト一エー設備株式会社
住 所	大阪府八尾市西高安町1丁目63-2
代表者氏名	<small>代表取締役</small> 東田吉博

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府八尾市西高安町一丁目63番地の2
トーエー設備株式会社

会社法人等番号	1220-01-024700
商号	トーエー設備株式会社
本店	大阪府八尾市西高安町一丁目63番地の2
公告をする方法	官報に掲載する。
会社成立の年月日	平成12年2月18日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管工事業 2. 建築工事業 3. 土木工事業 4. 住宅リフォームの設計施工 5. 空気調和・給排水衛生・消防設備工事の設計施工 6. 浄化槽の製造・設計施工及び販売並びに保守管理、水処理装置の設計施工及び管理 7. 汚濁水、海水の浄化処理事業 8. 電気設備工事の設計施工 9. 特殊建築物及び建築物に附属する設備の点検、保守、清掃及び管理 10. 床暖房の企画・開発・製造・販売及び設計施工管理 11. 空気清浄器、浄水器、活水器等の環境浄化機器の企画・開発・販売及び設計施工管理 12. 遠赤外線を利用した波動発熱体による健康機器の企画・開発・製造及び販売 13. 不動産売買、仲介、賃貸及び管理業務 14. 宅地造成工事及び土地開発に関する設計企画及び管理業務 15. 各種カルチャー講座、レッスン教室の運営及び管理業務 16. 損害保険代理業 17. 水稲・畑作等農業の経営 18. 農作業の代行請負 19. 農産物の加工販売 20. 農業施設の貸付 21. 飲食店、喫茶店の経営 22. 介護保険法による介護事業 23. 介護保険法による訪問介護・介護予防訪問介護事業 24. 介護保険法による通所介護・介護予防通所介護事業 25. 介護保険法による居宅介護支援事業 26. 介護保険法による介護予防サービス事業 27. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業 28. 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業 29. 障害者自立支援法に基づく相談支援業務 30. 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送業） 31. 特定旅客自動車運送事業

大阪府八尾市西高安町一丁目63番地の2

トーエー設備株式会社

	<p>32. 生活支援サービス事業 33. ペット用品の研究開発及び製造販売 34. ペット介護サービス事業 35. 特許、実用新案、商標、意匠等工業所有権の研究開発及び試作品の製造 36. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>平成24年11月19日変更 平成24年11月20日登記</p>	
発行可能株式総数	1600株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 400株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金2000万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない。	
役員に関する事項	<p><u>取締役</u> <u>東田吉博</u></p>	平成23年 5月16日就任
	<p>取締役 東田吉博</p>	令和 3年 6月 7日重任
	<p>取締役 東田吉博</p>	令和 3年 6月 7日登記
	<p><u>取締役</u> <u>西林崇暢</u></p>	平成23年 5月16日就任
	<p>取締役 西林崇暢</p>	令和 3年 6月 7日重任
	<p>取締役 西林崇暢</p>	令和 3年 6月 7日登記
	<p><u>取締役</u> <u>東田陽子</u></p>	平成30年 3月10日就任
	<p>取締役 東田陽子</p>	平成30年 3月12日登記
	<p>取締役 東田陽子</p>	令和 3年 6月 7日重任
	<p>取締役 東田陽子</p>	令和 3年 6月 7日登記

大阪府八尾市西高安町一丁目63番地の2
トーエー設備株式会社

	<p>奈良県生駒市萩の台三丁目7番28号 代表取締役 <u>東田吉博</u></p>	<p>平成23年 5月16日就任</p>
	<p>大阪府八尾市若草町1番1-907号 代表取締役 <u>東田吉博</u></p>	<p>平成24年 2月20日住所 移転</p>
		<p>平成24年 3月26日登記</p>
	<p>奈良県生駒郡平群町菊美台三丁目7番8号 代表取締役 <u>東田吉博</u></p>	<p>平成25年 3月 1日住所 移転</p>
		<p>平成25年 3月15日登記</p>
	<p>奈良県生駒市萩の台四丁目8番3号 代表取締役 <u>東田吉博</u></p>	<p>平成27年12月11日住所 移転</p>
		<p>平成28年 1月13日登記</p>
	<p>奈良県生駒市萩の台四丁目8番3号 代表取締役 <u>東田吉博</u></p>	<p>令和 3年 6月 7日重任</p>
		<p>令和 3年 6月 7日登記</p>
	<p><u>監査役</u> <u>東田真季</u></p>	<p>平成30年 3月10日就任</p>
		<p>平成30年 3月12日登記</p>
	<p>監査役 <u>東田真季</u></p>	<p>令和 3年 6月 7日重任</p>
		<p>令和 3年 6月 7日登記</p>
	<p>監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある</p>	<p>平成30年 3月12日登記</p>
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する 事項	<p>平成23年5月16日奈良県生駒市小瀬町34番地9から本店移転 平成23年 6月 2日登記</p>	



大阪府八尾市西高安町一丁目63番地の2
トーエー設備株式会社

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 4年 2月 9日

大阪法務局東大阪支局
登記官

柏 本 和 哉



定 款

ト一工一設備株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、トーエー設備株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 建築工事業
3. 土木工事業
4. 住宅リフォームの設計施工
5. 空気調和・給排水衛生・消防設備工事の設計施工
6. 浄化槽の製造・設計施工及び販売並びに保守管理、水処理装置の設計施工及び管理
7. 汚濁水、海水の浄化処理事業
8. 電気設備工事の設計施工
9. 特殊建築物及び建築物に附属する設備の点検、保守、清掃及び管理
10. 床暖房の企画・開発・製造・販売及び設計施工管理
11. 空気清浄器、浄水器、活水器等の環境浄化機器の企画・開発・販売及び設計施工管理
12. 遠赤外線を利用した波動発熱体による健康機器の企画・開発・製造及び販売
13. 不動産売買、仲介、賃貸及び管理業務
14. 宅地造成工事及び土地開発に関する設計企画及び管理業務
15. 各種カルチャー講座、レッスン教室の運営及び管理業務
16. 損害保険代理業
17. 水稲・畑作等農業の経営
18. 農作業の代行請負
19. 農産物の加工販売
20. 農業施設の貸付
21. 飲食店、喫茶店の経営
22. 介護保険法による介護事業
23. 介護保険法による訪問介護・介護予防訪問介護事業

- 24. 介護保険法による通所介護・介護予防通所介護事業
- 25. 介護保険法による居宅介護支援事業
- 26. 介護保険法による介護予防サービス事業
- 27. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
- 28. 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業
- 29. 障害者自立支援法に基づく相談支援業務
- 30. 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送業）
- 31. 特定旅客自動車運送事業
- 32. 生活支援サービス事業
- 33. ペット用品の研究開発及び製造販売
- 34. ペット介護サービス事業
- 35. 特許、実用新案、商標、意匠等工業所有権の研究開発及び試作品の製造
- 36. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条 当社は、本店を大阪府八尾市に置く。

（公告の方法）

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1, 600株とする。

（株券の発行）

第 6 条 当社の株式については、株券を発行する。

（株券の不所持の申し出）

第 7 条 株券の所持を希望しない株主は、当社所定の書式による申出書に株券を添えて、当社に申し出るものとする。ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を希望しない旨を申し出る場合には、株券の添付を要しない。

（株式の譲渡制限）

第 8 条 当社の株式は、取締役会の承認がなければ譲渡することができない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 9 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 10 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 12 条 株券の分割、併合、毀損又は汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に請求者が署名又は記名押印し、これにその株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失により株券の再発行を請求するには、株券喪失登録の申請を行い、当該株券が無効となった日以降に、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印して提出しなければならない。

(手 数 料)

第 13 条 前 3 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基 準 日)

第 14 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。
- 3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第15条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

第16条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第17条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。但し、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第18条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事

項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第19条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第20条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第21条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を当社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第22条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第23条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間当社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第24条 当社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

- 第25条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第26条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第27条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は社長とする。
 - 3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

- 第28条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。
- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の設置)

- 第29条 当社に取締役会を置く。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第30条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第31条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催すること

ができる。

(取締役会の決議)

第32条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第33条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第34条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第35条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 監査役

(監査役の設定)

第36条 当会社に監査役を置く。

(監査役の権限)

第37条 監査役は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。

(監査役の員数)

第38条 当会社の監査役は2名以内とする。

(監査役の選任)

第39条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主

の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第40条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第44条 当社は、取締役会の決議により一事業年度の途中1回限り剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第45条 剰余金の配当及び前条の中間配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

本書は当会社の定款に相違ありません。

平成24年11月19日

トイー設備株式会社

代表取締役 東田吉博



令和4年2月14日

上記内容に相違ありません

トイー設備株式会社

代表取締役 東田吉博



第二三三八二二号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

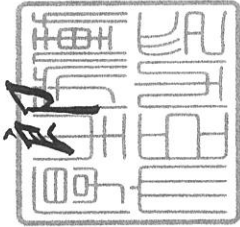
氏名 西林 崇暢

昭和四十六年十月一日生

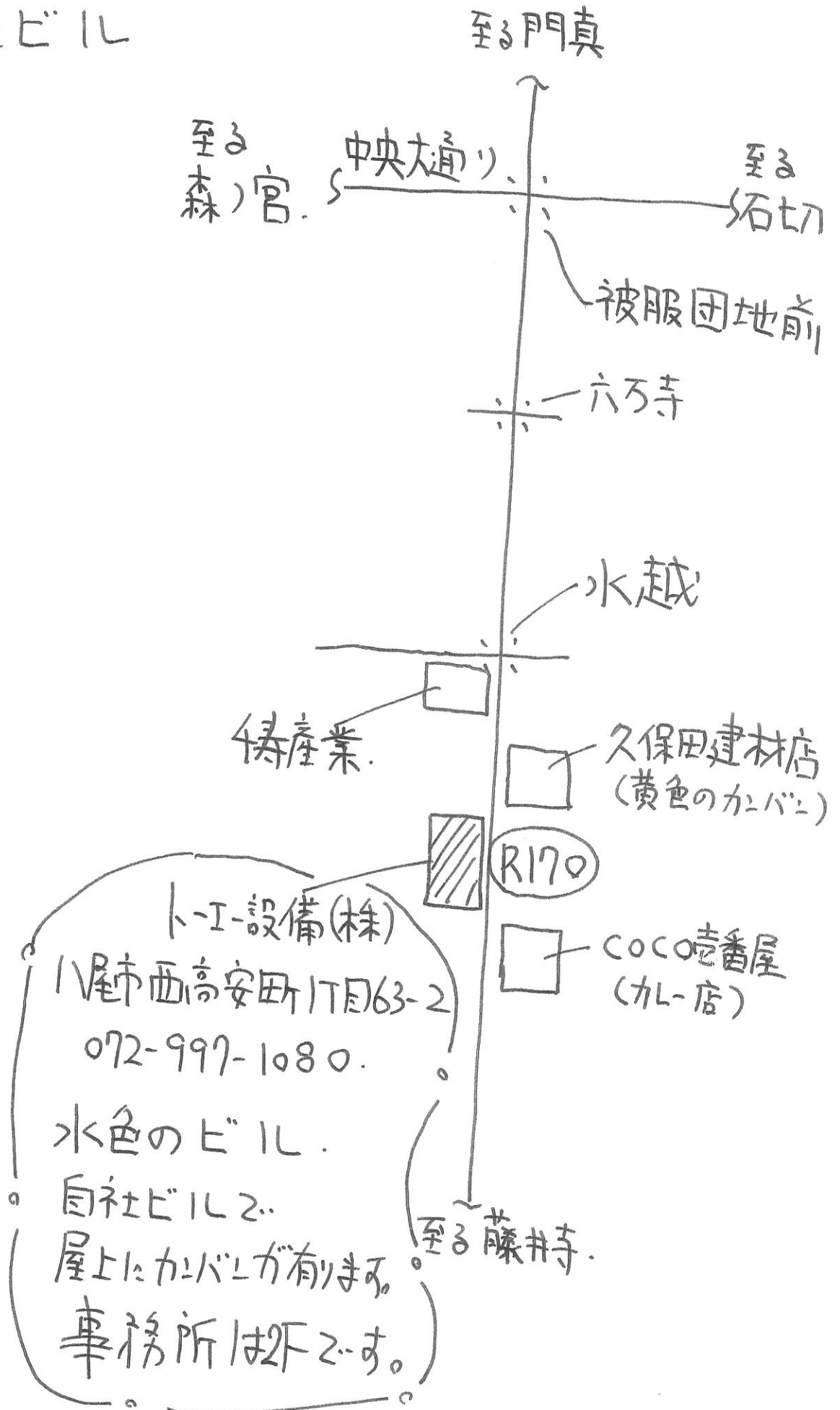
水道法(昭和二十二年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十八年二月十七日

厚生労働大臣 川崎 二郎



ト-I-設備株式会社 本社ビル



至 門真

至 森宮

中央大通り

至 石切

被服団地前

六万寺

水越

4寿産業

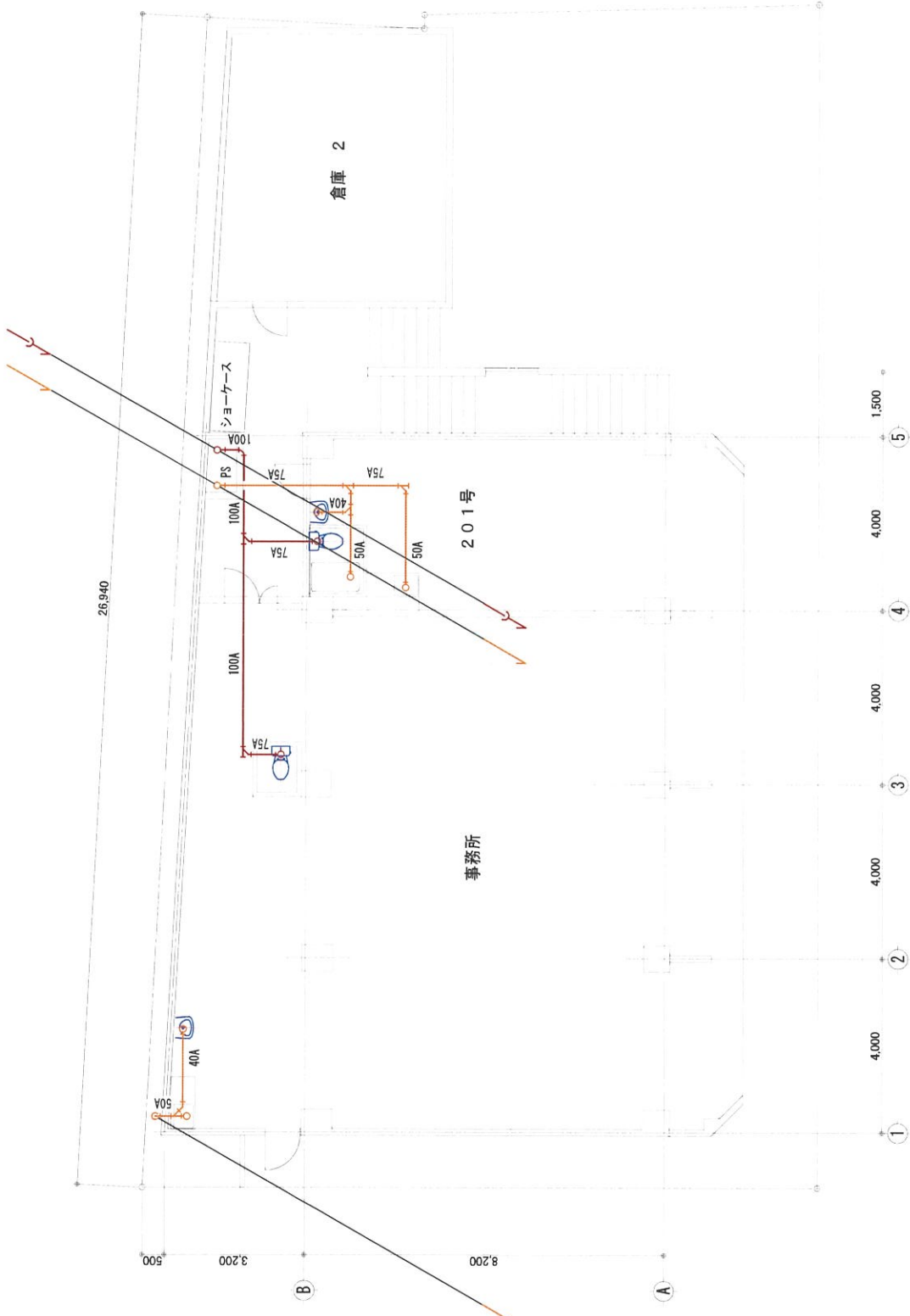
久保田建材店
(黄色のカバン)

R170

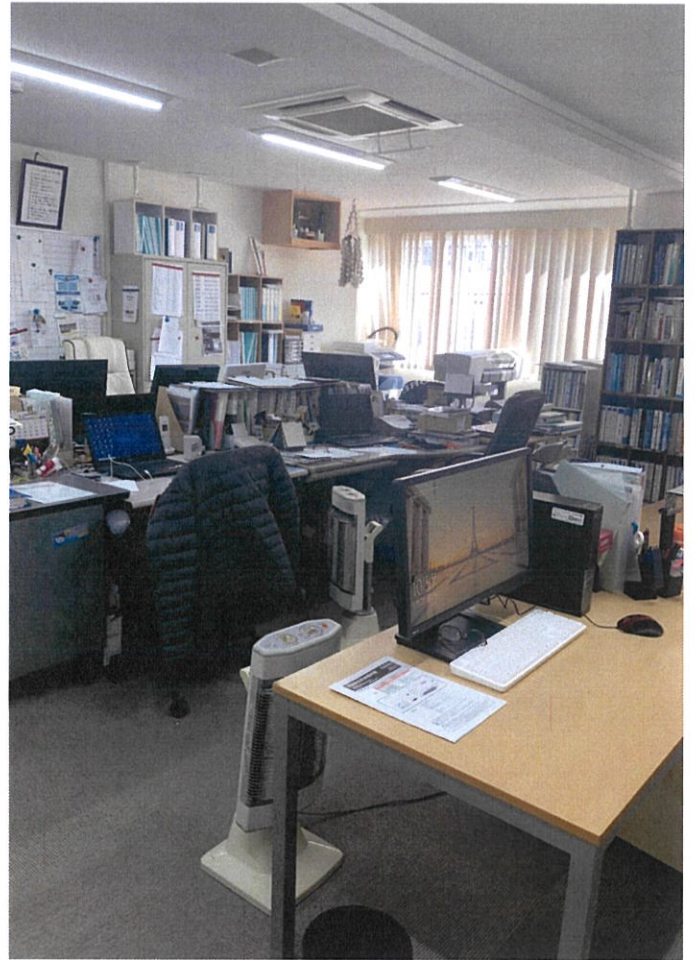
COCO壱番屋
(カレー店)

ト-I-設備(株)
1尾市西高安町1丁目63-2
072-997-1080
水色のビル
自社ビル
屋上にカバンがある
事務所は2Fです

至 藤井寺



2階平面図 A/3 1 : 100



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4年 2月 14日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 トーエー センビ カブシキ カイシャ 設備株式会社
 住所 大阪府八尾市 ヒ 高安町1丁目63-2
フリガナ 代表者氏名 トウエー 東田吉博
 電話番号 072-997-1080
 FAX番号 072-997-1192
 メールアドレス kouji@toei-setubi.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 4年 2月 14日

届出者

氏名又は名称 トーエー設備株式会社
住 所 大阪府八尾市西高安町 1-63-2
代表者氏名 東田吉博

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	トーエー設備株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番	選任・解任の年月
西林崇暢	第233821号	日

第二三三八二一號

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 西林 崇暢

昭和四十六年十月一日生

水道法(昭和二十五年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十八年二月十七日

厚生労働大臣 川崎 二郎

